

意見案第1号

北海道太平洋沿岸の漁業被害に関する意見書

本年9月以降、北海道の太平洋沿岸では、過去に例を見ない大規模な赤潮が発生し、ウニ、サケなどの主要魚種が大量にへい死するなど、現時点において約80億円を上回る甚大な被害となる中、今後も拡大が懸念されるとともに、ウニなどは、今後数年間にわたって生産が見込めない状況となっており、漁業経営はもとより、水産物の加工や流通など地域経済に大きな影響を及ぼしている。

北海道では、「北海道太平洋沿岸漁業被害対策会議」を設置し、被害地域の市町村や漁業協同組合と一体となって、関係機関の協力のもと、被害状況の把握や、試験研究機関と連携した発生原因の早期究明に努めるほか、漁場の造成や種苗を安定供給する体制の検討など、各種対策を進めている。

よって、国においては、漁業関係者の一刻も早い経営の安定や漁場の早期回復が図られるよう、次の事項について、早急かつ万全の対策を講ずるとともに、今般の被害による影響は長期間に及ぶことが想定されていることから、漁業生産の回復と漁業経営再建までに必要な複数年にわたる対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 特別交付税措置も含め、道及び市町村、漁業協同組合が実施する被害状況調査に対する支援を行うこと。
- 2 道が全道沿岸で実施する海水温、プランクトンの種類や生息密度などのモニタリングに対する支援を行うこと。
- 3 漁業環境の早期回復や種苗を安定的に供給し放流する取組への支援を行うこと。
- 4 漁業経営安定対策（漁業共済・積立ぷらす）の充実・強化、漁業被害・損失に応じ漁業者を支援するための枠組みを構築すること。
- 5 地球温暖化や海水温の上昇などの観点での被害発生原因の究明に係る研究費などへの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣

} 各通

北海道議会議長 小畑保則